

POINT

争点となっていた「103万円の壁」の見直しをめぐる攻防は160万円で着地。
NISA 制度では金融機関変更時の即日買付が容認されるなど利便性が向上し、
子育て世帯に向けては住宅取得時の借入限度額の引上げなどの税制改正も。

家計の観点から知っておきたい 令和7年度税制改正のポイント

令和7年度税制改正の ポイント

令和7年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」は、2月4日に閣議決定を経て国会に提出されたものの、103万円の壁をめぐる議論が重ねられ、修正が加えられた新たな法律が年度末最終日の3月31日に成立しました。

この新たな法律の立法趣旨や概要をまとめた「法律案要綱」の冒頭には、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点からの所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設を行う」と述べられています。そして、ここに掲げられている基礎控除と給与所得控除の引き上げこそが、まさに103万円の壁の見直しに関する争点になったわけです。

この点については改めて詳しく解説しますが、令和7年度税制改正では、個人の暮らしに直結する次の分野に対して重点的な見直しが行われました。

- 基礎控除の加算特例（生活支援）
 - 「特定親族特別控除」の創設（生活支援）
 - NISA 制度の利便性向上（資産形成）
 - 子育て支援税制の拡充（少子化対策）
- そこで、本稿では、これらの改正点をライフプランの観点から解説し、図表を交えて理解を深めていきます。

「103万円の壁」をめぐる 攻防

税制改正をめぐる議論の中で注目を浴びていたのが、「103万円の壁」問題でした。「手取りを増やす」ことを政策目標に掲げていた政党の主張に耳を傾けるべく、当初の法律案では基礎控除と給与所得控除をそれぞれ10万円ずつ引き上げることとされていた。つまり、壁は103万円から123万円になる予定でした。

しかし、123万円では目標とする金額に届かないと反発する意見を受け、改めて検討し直すことになり、結果として【図表1】に示すような基礎控除の加算特例が修正案として提示され、これが着地点となりました。



公認会計士・税理士
光田 周史

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者を務める傍ら、立命館大学大学院の非常勤講師として教壇に立つ。

基礎控除の 加算特例について

低所得者層の税負担に対する配慮や物価上昇が顕著な状況を踏まえ、【図表1】のような基礎控除の加算特例が創設されました。

【図表1】基礎控除の加算特例

■ 加算額（令和7年・8年分）

所得金額	給与収入	加算額
132万円以下	200万円相当以下	37万円
132万円超 336万円以下	200万円相当超 475万円相当以下	30万円
336万円超 489万円以下	475万円相当超 665万円相当以下	10万円
489万円超 655万円以下	665万円相当超 850万円相当以下	5万円

■ 加算額（令和9年分以降）

所得金額	給与収入	加算額
132万円以下	200万円相当以下	37万円

一方、給与所得控除については当初案通り10万円の加算措置に変更はありませんでしたので、「103万円の壁」は【図表2】に示すように最大で「160万円の壁」になりました。

【図表3】 特定親族特別控除の控除額

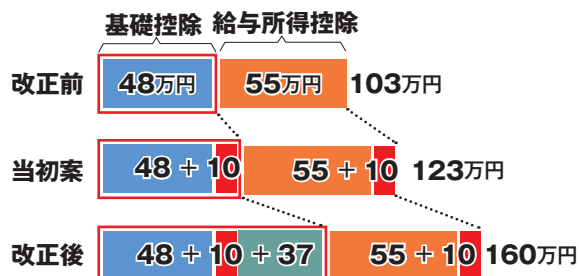
所得金額		給与収入		控除額
58万円超	85万円以下	123万円相当超	150万円相当以下	63万円
85万円超	90万円以下	150万円相当超	155万円相当以下	61万円
90万円超	95万円以下	155万円相当超	160万円相当以下	51万円
95万円超	100万円以下	160万円相当超	165万円相当以下	41万円
100万円超	105万円以下	165万円相当超	170万円相当以下	31万円
105万円超	110万円以下	170万円相当超	175万円相当以下	21万円
110万円超	115万円以下	175万円相当超	180万円相当以下	11万円
115万円超	120万円以下	180万円相当超	185万円相当以下	6万円
120万円超	123万円以下	185万円相当超	188万円相当以下	3万円

従来、63万円の特定扶養控除を受けることができたのは、扶養親族の年間合計所得金額が48万円（給与収入103万円）以下である必要がある、給与収入が103万円を1円でも超えると控除がゼロになるため、学生アルバイト等の扶養親族の多くは103万円を超えないように就業調整をしていました。その結果、人手不足に拍車をかけるという事態が多発することになりました。そこで、こうした問題を解消するために新たに創設されたのが「特定親族特別控除」です。

この新しい制度の導入により、19歳以上23歳未満の扶養親族を持つ扶養者は、扶養親族の給与収入が150万円まで（改正前は103万円）は、63万円の所得控除が受けられ、150万円を超えても188万円までは、段階的に所得控除を受けることができますので、扶養親族が得た給与収入に対する扶養者の税負担の急増が回避され、就業調整による人手不足の緩和にもつながることが期待されています。

なお、具体的な控除額は、扶養親族の合計所得金額に応じて【図表3】のように設定されており、令和7年分の所得税（年末調整）から適用されます。

【図表2】 103万円→160万円の壁



「特定親族特別控除」の創設

NISA制度の利便性向上

NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上に関する改正点は、次の通りです。

- ① 口座開設後の所在地確認の廃止
- ② 金融機関変更時の即日買付けの容認
- ③ つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1000円以下から1万円以下へ引き上げ

③については、少額投資の趣旨に反するように思われますが、「1000円以下」の要件は、買付金額としては小さすぎ、証券会社等による取り扱いが伸び悩んでいることに対応するものです。

子育て支援税制の拡充

子育て世帯の経済的な支援を充実させるため、税制面でのさまざまな見直しが行われました。主な項目は次のとおりです。

まず、「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」が令和9年3月31日まで延長され、祖父母などが子や孫に最大1000万円まで非課税で贈与できる仕組みが引き続き利用可能となりました。なお、この非課税措置の適用要件等に変更はありません。

次に、「住宅ローン控除」については、1

年間の措置として、子育て世帯等に対し借入限度額を、長期優良住宅・低炭素住宅は5000万円、ZEH^{セッチ}水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円へと上乗せされ、また、床面積要件も緩和されるなど、子育て世帯が住まいを確保しやすい環境づくりが進められました。

さらに、「既存住宅の子育て対応リフォームに係る特例措置」は1年、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」は2年の制度延長が決められました。

一方、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額が最高6万円（現行：最高4万円）に引き上げられました。

その他

令和6年末にまとめられた税制改正大綱では、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引上げることとされていますが、これらについては税制改正法ではなく、年金制度改革関連法案に盛り込まれています。年金制度改革関連法案は令和7年5月16日に国会に提出され、今後議論が重ねられることから、今後の動向に注意しておく必要があります。